

男女共同参画 うめはるフェスタ 無料 2月26日(土)・27日(日)

男女共同参画推進団体によるワークショップ 場所: 男女共同参画センター(たびねす)〈コンパルホール2階〉

学んだり体験したり、子どもから大人まで楽しめます。

26日(土) 午前9時～午後4時

- 描く?聴く?ふれあいセラピー
- 知ろう!学ぼう!SDGsとエシカル消費
- お手玉であそぼう!
- 親子でSDGsを考えよう
新聞紙で作れるエコバック

ぷちセミナー(要事前予約)

- 陶器の金継ぎ体験
- 超初心者向けバリスタ講座(男性)
- オリジナルアロマづくり(女性)
- 小学生向けマナー講座(子ども)



27日(日) 午前9時～午後4時

- 参加型即興劇「女性の役割?男性の役割?」
- 知ろう!ダブルケア～あなただったらどうする?!～
- ありがとうを花束にしよう～ありがとうを自分や大切な人へ伝えよう～
- 昔懐かしい紙芝居～はじまりはじまり～
- どんぐりを使った可愛いアクセサリー
- 体験型ライフプランセミナー(30歳～40歳代向け 要事前予約)
- ストレスケアを生活の中で生かそう!
- キルギスとトリニダード・トバゴのお話

うめはるフェスタ特別講演会 午後1時30分～3時30分
子どもが『育つ』ということ～自己肯定感がふくらむ時～
講師: 加嶋 文哉氏 明日が見える(不登校・ひきこもり研究所)代表
内容: 自己肯定感はほめて育てるものではありません
教員時代の子どものエピソードを交えお話しします

両日開催 午前9時～午後4時

- 川柳コンテスト人気投票
- わなげ大会
- ヨーヨー釣り
- 映画上映会

各イベントの時間・内容はそれぞれ異なります。また、予約が必要なイベントの申込方法など詳しくは、市ホームページまたは男女共同参画センターなどに備え付けのチラシをご覧ください。

男女共同参画センター(たびねす) ☎574-5577

総合型地域スポーツクラブ 会員募集

地域の皆さんが主役となり、自分たちでつくり、会員となって活動する総合型地域スポーツクラブでは、身近な地域でスポーツを中心にさまざまな活動を楽しめます。イベントや体験会などを用意しているクラブもありますので、気軽にご参加ください。

地区	クラブ名	連絡先
大分中央地区	ひしのみクラブ(上野ヶ丘中・碩田学園校区)	☎ 546-5557(松本)
	NPO 法人 おおみちふれあいクラブ(大道校区)	☎ 080-3986-3706(園田)
	NPO 法人 わいわい夢クラブ(東大分校区)	☎ 560-0873(事務局)
	NPO 法人 滝尾百穴クラブ(滝尾校区)	☎ 090-9597-3218(田島)
明野地区	西の台あいあい倶楽部(西の台校区)	☎ 090-4518-1273(稗田)
	明ゆうクラブ(明野地区)	☎ 090-3071-3838(五十川)
鶴崎地区	みんなの明治クラブ(明治地区)	☎ 560-4448(市原)
	NPO 法人 川添なのはなクラブ(川添校区)	☎ 529-2323(岩本)
植田地区	わさだ夢クラブ(植田校区)	☎ 541-2623(安東)
	NPO 法人 賀来衆倶楽部(賀来校区)	☎ 549-0353(高尾)
	東植田地域クローバークラブ(東植田地区、寒田・駕野校区)	☎ 511-1700(吉見)
大南地区	判田すこやか倶楽部(判田校区)	☎ 080-5606-3659(薄)
大在地区	OZAI 元気クラブ(大在地区)	☎ 090-2518-1948(事務局)
佐賀関地区	佐賀関うみねこクラブ(佐賀関地区)	☎ 090-1926-7509(松浦)
野津原地区	NPO 法人 七瀬の里Nクラブ(野津原地区)	☎ 588-1662(事務局)

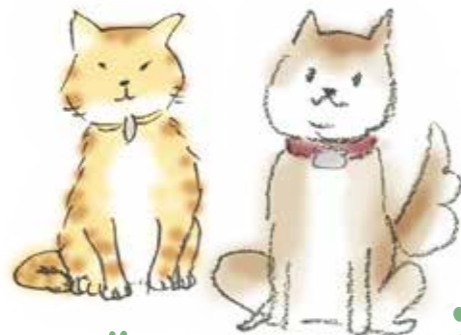
※詳しくは、スポーツ振興課または各クラブへお問い合わせになるか、市ホームページをご覧ください。

スポーツ振興課 ☎537-5979

ペットは家族の一員です 命に責任を持ちましょう

猫の飼い主の皆さんへ

人と猫は古くから共に暮らしてきましたが、長い歴史の中で、人と猫の付き合い方や猫の飼い方は変わってきました。また、住宅環境が変化し、ふん尿・悪臭問題など、近所トラブルになりがちです。猫の習性、生態に関する正しい知識を学び、現代社会に合った方法で飼育しましょう。

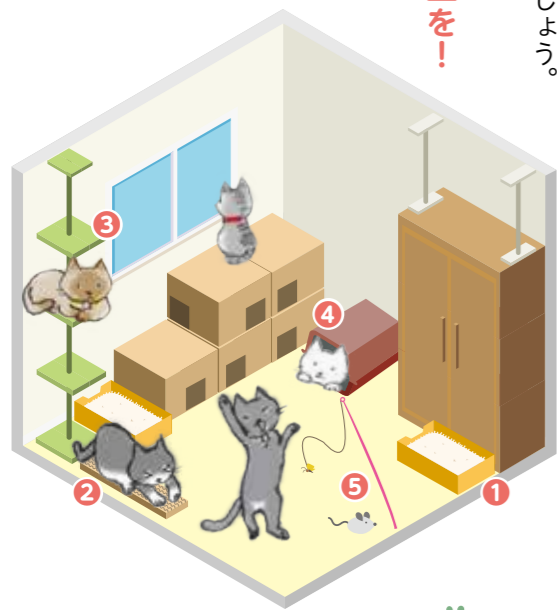


猫は爆発的に繁殖します!

きちんと世話ができる数以上の猫を抱えると、猫も人も不幸にしてしまいます。不妊・去勢手術を受けさせましょう。

飼い猫は「完全室内飼育」を!

- 1 トイレを整える
- 2 爪とぎをしてもよい場所を用意する
- 3 高低差を作る
- 4 隠れ場所を作る
- 5 遊びを提供する



犬の飼い主の皆さんへ

犬を飼う上で、守らなければならない法律や条例があります。これから犬を飼おうとする人も、すでに飼っている人も、適正な犬の飼い方について確認しましょう。

放し飼いはやめましょう

- 放し飼いは「県動物の愛護及び管理に関する条例」に違反する行為です。
- 散歩の際は必ずリードにつなぎ、不具合がないか確認するよう習慣付けましょう。

犬のふんの放置はやめましょう

- ふんの放置は「県動物の愛護及び管理に関する条例」、「市ポイ捨て等の防止に関する条例」に違反する行為です。
- ふんは袋に入れて持ち帰り、可燃ごみとして処理しましょう。土に埋めたり、側溝に落としてはいけません。
- 散歩の際は、水を入れたペットボトル等を用意して、排尿した場所を水で流して帰りましょう。

市動物愛護センター ☎588-2200



動物の虐待は1年以下の懲役または100万円以下の罰金が科されます

動物の虐待はやめましょう

①積極的(意図的)虐待

- 殴る、蹴るなどの暴力
- 心理的抑圧、恐怖を与えるなど

②ネグレクト

- 世話をしないで放置する
- 健康や安全が保てない場所に拘束して衰弱させる など

虐待が疑われる場合は

- 市動物愛護センターに相談する
- 地域で情報共有する(自治会で話し合うなど)
- 警察に通報する